

訪問型サービス(独自)サービスコード表

令和元年10月～

サービスコード		サービス名称略称	支給 限度額 対象	算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目						
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	○	訪問型サービス費(みなし) (Ⅰ)	事業対象者・要支援 1・2(週1回程度) 1,172単位	1,172	1月につき
A2	1114	訪問型独自サービスⅠ・同一	○		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	1,055	
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割	○	事業対象者・要支援 1・2(週1回程度) 39単位		39	1日につき
A2	2114	訪問型独自サービスⅠ日割・同一	○		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	35	
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	○	訪問型サービス費(みなし) (Ⅱ)	事業対象者・要支援 1・2(週2回程度) 2,342単位	2,342	1月につき
A2	1214	訪問型独自サービスⅡ・同一	○		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	2,108	
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割	○	事業対象者・要支援 1・2(週2回程度) 77単位		77	1日につき
A2	2214	訪問型独自サービスⅡ日割・同一	○		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	69	
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ	○	訪問型サービス費(みなし) (Ⅲ)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程 度) 3,715単位	3,715	1月につき
A2	1324	訪問型独自サービスⅢ・同一	○		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	3,344	
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割	○	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程 度) 122単位		122	1日につき
A2	2324	訪問型独自サービスⅢ日割・同一	○		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	110	
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	—	特別地域加算	所定単位数の 15% 加算		1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割	—		所定単位数の 15% 加算		1日につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	—	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算		1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	—		所定単位数の 10% 加算		1日につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	—	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算		1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割	—		所定単位数の 5% 加算		1日につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	○	初回加算 200単位加算		200	1月につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅰ	○	生活機能向上連携加算Ⅰ 100単位加算		100	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅱ	○	生活機能向上連携加算Ⅱ 200単位加算		200	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	—	介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 137/1000 加算		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ	—		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 100/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ	—		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の 55/1000 加算		
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ	—		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の 80% 加算		
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ	—		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の 80% 加算		
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	—	介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 63/1000 加算		
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ	—		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 42/1000 加算		